

議案第 75 号

墨田区児童育成手当条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区児童育成手当条例の一部を改正する条例

墨田区児童育成手当条例（昭和 46 年墨田区条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「前前年」を「前々年」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表第 3 号中「進行性筋^い萎縮症」を「進行性筋萎縮症」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 4 条第 2 項第 1 号の規定は、平成 31 年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年 5 月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

所得税法の一部改正により、「控除対象配偶者」の定義が「同一生計配偶者」に改められたことに伴い、所要の規定整備をする必要がある。